

本名問題を通じてみた「在日コリアン」 のアイデンティティ

【特集の企画意図】

2016年6月16日最高裁第1小法廷（桜井龍子裁判長）が被告側の上告を退ける決定をしたことで、いわゆる「静岡本名裁判」が終結した。それにて通名で生活している在日韓国人に本名（韓国名）を使うように慫慂した被告の行為が（控訴審の理由づけは異なるが）不法行為を構成するとの原審の判断が確定した。

「静岡本名裁判」が在日社会や日本社会に呼びかけていることは何であるのか。勝訴後「喜びを感じ、満足している。今後も日本名を名乗っていきたいと思う」と話した原告の発言から、在日韓国人が言語的にも文化的にも日本社会に同化していく「事実としての在日」が容赦なく進行していることが伺おう。他方で、在日韓国人による通名使用は、歴史的経緯等から長い間社会的に認知されてきた慣行であり通名使用によって得られる社会生活の平穩を一定の法的保護に値する利益として積極的に認めている控訴審の判示から相変わらず変わっていない日本が見えて来る。

本特集では、日本滞在の長いニューカマー、1989年2度目の裁判で父親の民族名の尹姓を取り戻した日本籍「ダブル」、そして、長らく川崎の公立学校

『エトランデュテ』創刊号

で在日に対する差別をなくす運動をやってきた日本人元教師の3人が、一見して奇異な裁判の吟味を通じて、改めて「本名を名乗る」ことの意味について思いをぶつける。